

民間事業者が複数の公園を包括管理する利点と問題点に関する研究

—西東京市の包括指定管理者制度を事例として—

A Study on the Advantages and Problems of Comprehensive Management of Multiple Parks by Private Operators

- A Case Study of Nishi-Tokyo City's Comprehensive Designated Manager System -

○塩沢厚人*1, 松浦健治郎*2

SHIOZAWA Atsuto, MATSUURA Kenjiro

The 2003 amendment to the Local Autonomy Law introduced the designated manager system, allowing the management of public facilities to be outsourced not only to corporations funded by the local government, but also to private businesses. In recent years, the number of cases in which multiple parks are comprehensively managed by the private sector has been increasing, and it is expected to improve the quality of park management and the effect of area management. In this study, we hypothesized and tested the advantages and problems of private-sector management of multiple parks.

キーワード：指定管理者制度，公園管理，小規模公園，公園イベント

Keywords: Designated Manager System, Park Management, Smaller Parks, Park Events

1. はじめに

(1) 研究背景

近年、成長型社会から成熟型社会への移行に伴い、既存ストックの有効活用が重視されている。住民の行政サービス要求の多様化、経費圧縮等が求められるようになったことを受けて2003年の地方自治法改正により「指定管理者制度」が導入され、公共施設の管理を自治体の出資法人だけではなく民間事業者（以下、民間）にも委託が可能となった⁽¹⁾。以降、公園に対し、指定管理制度を導入する事例は増加しており、多様な管理運営体制が期待される大規模公園への導入が多くみられる。

一方、街区公園や公園緑地等の小規模公園を含む複数の公園を管理する「包括指定管理者制度¹⁾」（以下、包括指定管理）の事例も増えつつある。公園を民間が包括的に管理することで、地域の緑地保全、外遊び場の確保といった地域全体の住環境の向上につながり、包括指定管理者制度を導入する地域が増加すると考えられるが、その利点と問題点は整理されていない。

(2) 研究目的

エリア内の複数の公園を民間が包括指定管理をした場合、住民や行政は、従来の行政による公園管理と比較して、民間は、エリアではなく分散した公園を管理した場合と比較して、各々どのような利点と問題点が生じているかを明らかにすることを目的とする。

(3) 研究の仮説と方法

本研究では、複数の公園に指定管理者制度を導入した西東京市を対象とし、住民・行政・民間の利点と問題点について以下の仮説に基づいて検証を行う。なお、以下の仮説は住民・民間については、包括管理の導入のきっかけである公園管理・イベントの側面、行政については包括管理の委託料・業務の側面からそれぞれ考察した。

第1に、住民にとっての利点として、1)公園全体の管理の質（清掃・除草/草刈り・剪定・巡回）が向上すること、2)住民団体がイベントを開催しやすくなり、公園活用が促進されること、があると考えた。また、住民にとっての問題点としては、要望/苦情を誰に言うべきかが分かり

*1 千葉大学大学院工学研究科、大学院生、修士（工学）

*2 千葉大学大学院工学研究科、准教授、博士（工学）

Graduate Student Dept. of Graduate School of Eng. Chiba Univ., M. Eng.
Associate Prof., Graduate School of Eng. Chiba Univ., Dr. Eng.

にくくなると考えた。

第2に、行政にとっての利点として、1) 包括指定管理により公園維持管理費が削減されること、2) 公園管理業務（巡回、清掃等）が少なくなり、業務負担が減少すること、問題点としては、包括的な委託により行政側の公園管理のノウハウが失われること、と考えた。

第3に、民間にとっての利点としては、1) エリア内の小規模公園でイベントを行うことが拠点公園のイベント P R につながる、2) 包括管理によって効率的な管理が行えること、問題点として、エリア内の公園をまとめて委託するため、苦情の多い公園も管理することになり、管理の効率性が落ちる可能性があると考えた。

仮説の検証方法については、第1に、住民にとっての利点では、1) については行政と民間に公園管理体制についてのインタビュー調査²⁾を行った。問題点では、行政への要望・苦情件数についてインタビュー調査、及び、住民へのアンケート調査から分析を行った。第2に、行政にとっての利点では、1)、2) については、委託費用、公園管理体制について行政へのインタビュー調査、文献調査を行い、問題点では、管理ノウハウの喪失と、今後の包括指定管理の問題について行政へのインタビュー調査を行った。第3に、民間にとっての利点では、1) については、民間への事前インタビュー調査により、エリア内の小規模公園でイベントを行うことで民間の P R 効果を期待していることが分かり、実際にどのくらい効果があるのかを確かめるため、イベント開催された小規模公園の周辺住民に対して民間認知度のアンケート調査を行った。アンケート調査概要は、1) 調査名：西東京市における公園管理者の認知度及び公園イベントに関するアンケート調査、2) 調査時期：2021年1月、3) 配布対象：けやき公園から、誘致距離である半径250m以内の住民200名、4) 調査の方法：ポスト投函・郵送回収/インターネット回収、5) 配布数：配布対象と同数、6) 回収数：47件、7) 回収率：23.5%、である。

2) 及び問題点については、公園管理方法、苦情件数について、民間へのインタビュー調査を行った。

(4) 対象地の概要

現在、西東京市では272箇所と多くの公園が設置されているが、小規模公園や緑地が多くを占める(85%)。公園管理については市内を6つの区域に分割し、区域ごとに行っている(図1)。2016~2021年の5年間、市内最大規模の拠点公園³⁾である「いこいの森公園」を中心とした50公園を含む区域(図1のピンクのエリア)に対し、

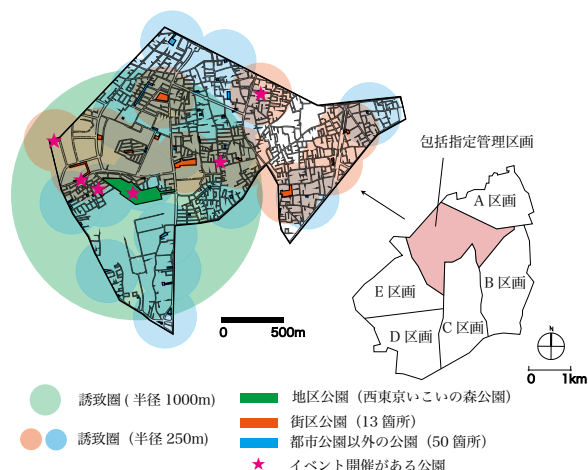


図1 指定管理54公園における公園種別の誘致圏(左)及び西東京市の全体図(右)

表1 包括指定管理公園一覧(54公園)

公園	公園種類	面積(m ²)	園地清掃	巡回	剪定	除草/草刈り
1 西東京いこいの森公園	地区公園	44183	2h/平日 4h/休日	2回/日	1~2回/年	5~6回/年
2 谷戸二丁目第2公園	街区公園	1040	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
3 谷戸セントラルパーク	街区公園	1122	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
4 谷戸イチョウ公園	街区公園	4137	3h/日	2回/日	0.5-1回/年	3~4回/年
5 泉町きつき公園	街区公園	524	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
6 泉町第三公園	街区公園	451	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
7 住吉第四公園	街区公園	333	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
8 住吉町上宿公園	街区公園	899	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
9 住吉町第三公園	街区公園	471	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
10 ひばりが丘三丁目けやき公園	街区公園	1222	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
11 ひばりが丘西けやき公園	街区公園	1051	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
12 谷戸せせらぎ公園	街区公園	7811	3h/日	1回/週	0.5-1回/年	3~4回/年
13 ひばりが丘さくらの道公園	街区公園	2600	1h/日	1回/週	0.5-1回/年	3~4回/年
14 泉小わくわく公園	街区公園	5157	3h/月	2回/日	年1~2回	3~4回/年
15 北原交差点緑地	その他の公園	686	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
16 緑町一丁目第1公園	その他の公園	165	2h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
17 緑町一丁目第1緑地	その他の公園	30	1h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
18 緑町一丁目第2緑地	その他の公園	23	1h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
19 緑町二丁目第1公園	その他の公園	179	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
20 緑町二丁目第2公園	その他の公園	291	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
21 緑町二丁目第3公園	その他の公園	240	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
22 緑町二丁目第4公園	その他の公園	228	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
23 緑町二丁目第5公園	その他の公園	205	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
24 緑町二丁目第1緑地	その他の公園	56	1.5h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
25 緑町二丁目第2緑地	その他の公園	45	1.5h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
26 緑町三丁目第1公園	その他の公園	133	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
27 北原一丁目第1緑地	その他の公園	874	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
28 北原三丁目第1公園	その他の公園	299	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
29 北原三丁目けやき公園	その他の公園	662	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
30 北原第二児童遊園	その他の公園	739	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
31 東町二丁目第1緑地	その他の公園	38	適宜	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
32 泉町三丁目第1緑地	その他の公園	113	0.75h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
33 泉町三丁目第2緑地	その他の公園	18	0.75h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
34 住吉すのき公園	その他の公園	259	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
35 住吉町一丁目第1緑地	その他の公園	63	1.5h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
36 住吉第一ポケットパーク	その他の公園	29	適宜	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
37 住吉第二ポケットパーク	その他の公園	15	適宜	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
38 住吉町第一児童遊園	その他の公園	227	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
39 住吉町三丁目第1緑地	その他の公園	57	1.5h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
40 住吉森林公園	その他の公園	765	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
41 ひばりが丘公園	その他の公園	1469	5h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
42 はなみずき公園	その他の公園	3280	1h/日	1回/週	0.5-1回/年	3~4回/年
43 谷戸第四児童遊園	その他の公園	404	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
44 谷戸一丁目第1公園	その他の公園	158	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
45 谷戸一丁目第2公園	その他の公園	164	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
46 谷戸ゲートパーク	その他の公園	309	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
47 谷戸二丁目第1公園	その他の公園	404	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
48 谷戸三丁目第1公園	その他の公園	169	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
49 谷戸三丁目第1緑地	その他の公園	123	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
50 谷戸三丁目第2緑地	その他の公園	31	0.75h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
51 谷戸三丁目第3緑地	その他の公園	16	0.75h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
52 緑町二丁目けやき公園	その他の公園	265	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
53 住吉町三丁目ひばり緑地	その他の公園	43	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年
54 ひばりが丘二丁目第一緑地	その他の公園	26	3h/月	1回/週	0.5-1回/年	2回/年

指定管理の公募を行い、応募のあった2つの団体からSグループ(S造園、NPO B、O造園)が指定管理者に選定され、現在は54公園を管理している。また、A～E区域は行政が公園管理を行っているが、将来的に包括指定管理とする方針がある。

(5) 既往研究との関連

国土交通省の官民連携による都市公園魅力向上ガイドラインによると、公園の包括指定管理は、公園管理業務の効率化や経費削減に効果があることが期待されている(2)。

指定管理者制度に関連する既往研究として、前田ら(3)は指定管理導入前後の公園管理に与える影響について、田中ら(4)は海上公園の指定管理による公園管理・イベントの現状とその課題点を明らかにしている。

単体公園の指定管理については様々な観点から分析されているが、複数の公園を対象とした指定管理についての研究は見られないため、包括指定管理に着目するという点で新規性があると考えられる。

2. 住民にとっての利点と問題点

(1) 行政と民間の公園管理水準の比較

指定管理者の公園管理で主要な業務である、清掃・除草・剪定・巡回に着目し、公園全体の管理の質が向上しているかどうか、行政と民間それぞれの管理水準や管理方法の違いの比較を行った。

1) 清掃について

清掃水準と頻度については大きな違いは見られなかった(表2)。民間は管理公園全体の清掃状況にある程度把握しており、清掃時に細かく指示を出している。一方で、行政は規模が大きい公園については清掃状況にある程度把握しているが、街区公園等の小規模公園までは把握しきれていない。

2) 巡回について

行政と民間で目的が異なり、前者はゴミの回収、後者は公園の清掃・安全状況の確認が主目的である(表2)。巡回頻度は民間の方が3倍ほど多くなっており、各公園の清潔さの維持と安全性向上に繋がっている。

3) 除草・草刈りについて

除草・草刈りの頻度に大きな違いは見られなかった(表2)。行政、民間ともに苦情に逐次対応し、巡回で除草を行うかを判断し、苦情がくる前に対応を図っている。

4) 剪定について

剪定水準に大きな違いは見られなかった(表2)。行政、

表2 清掃、巡回、除草/草刈り、剪定、及びイベント支援の水準比較

		行政	民間
清掃	清掃担当者	専門業者へ委託(シルバー人材センター)	
	清掃水準(時/月)	* 同水準(公園規模ごとに月あたりの清掃時間が決まっている)	
	清掃頻度	* ローテーションを組んで定期的に行う	
	清掃担当者とのやりとり	・利用頻度の高い公園は清掃作業の内容を確認している。	・公園ごとに清掃作業の内容を把握・指示している。 ・清掃後は担当者から報告を受け、清掃が行われたか確認
巡回	巡回担当者	みどり公園課 職員 2名	* 民間事業者 職員 2名
	巡回頻度	全公園を月1回程度	全公園を約月3~4回
	巡回目的	・ゴミ回収 ・苦情対応	・清掃状況の確認 ・危険箇所の修繕 ・ゴミ回収 ・安全性の確認
	巡回方法	ゴミの回収が必要な公園を中心に回る	巡回エリアを決めて週1回全公園を巡回
除草・草刈り	除草/草刈り担当者	専門業者(委託)	民間事業者 職員
	除草頻度	* 1公園あたり年2回 利用率が高く規模の大きい公園は年4~5回	
	除草のタイミング	管理計画を立てて5~7月を中心に行う 苦情があった時、巡回時にも行う	
剪定	剪定担当者	専門業者(委託)	専門業者(委託) 民間事業者 職員
	剪定水準	* 中高木: 2年に1回 * 低木: 1年に1回	
	剪定担当者とのやりとり	・月1回専門業者と現場を確認 ・苦情がある場合は職員も対応	・高木は専門業者に委託し、作業内容を確認 ・中低木は職員で出来る限り対応
支援	物の貸し出し	安全用コーン等 貸し出せる物は少ない	椅子、机、テント 安全用コーン等は貸し出し可
	人員派遣	市民団体との共催・協力のイベントの場合は派遣する それ以外のイベントは派遣していない	
	その他支援	特になし	広告、看板作成等

(*は委託仕様書に記載がある項目)

民間共に、中低木の剪定要望があった時は職員で対応し、3~4日で対応出来るが、民間は行政よりも公園状態を細かく確認しているため、対応が早いという側面がある。

5) 公園管理における包括指定管理の利点について

清掃、除草・草刈り、剪定の管理水準は行政と比較しても大きな変化は見られないが、民間では清掃時の細かい指示や除草剪定の早急な対応を行うことができ、公園管理に融通が効くようになっている(表2)。民間の巡回頻

度は行政の約3倍で、公園の防犯・安全につながるほか、公園の清潔さを維持する上で重要な業務と考えられる。

(2) 公園でイベントを行う住民組織への支援体制

住民組織が民間と共催してイベントを行うと、行政との共催イベントと比較して、イベント時の支援内容に差が生まれると考え、調査を行った。

民間と住民組織の共催イベントでは人員の配備、テーブル・椅子・安全用コーンの設置、広告の作成等による支援が行われているが、行政の場合の支援は、人員派遣等はあるが、民間ほどは支援が行えていない。

支援の成果として、西東京プレーパーク キャラバンでは、広報活動の支援によりイベント参加者が増加し、ひばり日和。による活動は、民間による様々な支援が受けられることから、指定管理区域内で公園を変えながらイベントを行った。民間が管理する公園では柔軟な支援が受けられるため、住民組織目線では、エリア内の公園でのイベントを開催しやすい環境となっている。

(3) 住民が要望/苦情を送る際の問題点

包括管理を導入した公園で要望/苦情を行政と民間のどちらに送ればいいのか分からず、民間に送るべき要望等を行政に送ってしまう問題があると考え、そのようなケースがあるかを調査した。いこいの森に関する要望/苦情件数の内訳を見ると、民間へ送る必要がある要望/苦情を行政に送っている件数は全体の1割程度と少ないが、毎年一定数存在していた(表3)。

また、記録は残っていないが、バーベキュー広場の受付の問い合わせを含めると、少なくとも3割程度は民間が対応すべき内容の問い合わせが行政に送られてきているが、小規模公園からの苦情はほとんど民間に直接送られていることがインタビュー調査から明らかになった。

今後、公園に関する業務を民間が一括で行っているということを住民に伝えていく必要があると考えられる。

表3 いこいの森に関する苦情・要望件数 / 年

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
民間に直接届いた要望・苦情	197件	104件	103件	101件
行政に届いた要望・苦情	18件	13件	9件	16件
合計	215件	117件	112件	117件

3. 行政にとっての利点と問題点

(1) 複数の公園管理を委託した場合の経費削減効果

包括指定管理の委託費(指定管理料)と従来の行政による管理料(公園管理費+人件費)を比較して、どれほど

の経費削減がされているか調査を行った。

1) 公園管理費の変遷

公園数が増加・減少時の公園管理費の差分はおおよそ公園規模に依存していることから、面積あたりの費用に換算して比較を行なった。泉小わくわく公園は芝生管理料、協働事業費に大きく依存しており、面積あたりの比較ができないため、2020年度は除いている。

2015年と2016年で比較すると、年間360万円、1㎡あたり44円削減されている(表4)。2017年に3つの公園が追加され、面積あたりの費用は前年より9円増加したが、委託前の管理費を35円下回っている。2017年以降は公園数の増減はあるものの単位面積あたりの支出は変化がなく、経費を削減した状態が保たれている(図2)。

表4 指定管理委託前の公園管理費+人件費及び指定管理料

	委託前		指定管理委託後			
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
公園数	50公園	50公園	53公園	54公園	53公園	54公園
指定管理料	5737万円	5376万円	5646万円	5652万円	5702万円	6731万円
単位面積あたりの費用	706円/㎡	662円/㎡	671円/㎡	671円/㎡	672円/㎡	784円/㎡

※面積あたりの支出は、2019年10月の増税の影響のため消費税8%に換算し
2019年度の公園廃止前の7ヶ月間は面積84114㎡、廃止後の4ヶ月は面積83786㎡で計算

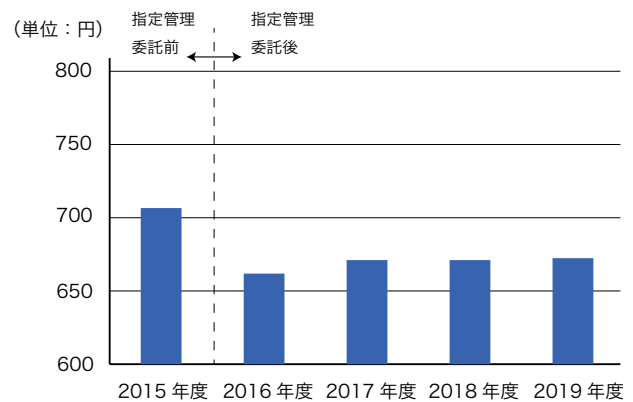


図2 公園の単位面積当たりの委託費用

2) 公園管理費の削減効果

複数の公園管理の場合でも委託前と比較すると費用削減がされており、公園数が増え、委託前より低いコストで維持管理ができています。

(2) 包括指定管理区域拡大による業務負担軽減とノウハウ喪失の可能性

西東京市は将来的に他の区域に対しても包括指定管理を導入していく計画がある。そこで、包括管理区域を拡大することでどのような利点・問題点が生じるか調査を行った。

1) 行政の公園管理における委託体制

包括指定管理区域以外の区域は、行政は清掃・除草・剪定をそれぞれ別業者に委託している。特に利用率の高い公園については、職員が業者と月に1回程度の視察を行い、公園状態の把握を直接行っている。また、住民からの要望・苦情が市役所に届くため、住民の意見を直接聞いて対応している。一方、包括指定管理を導入した区域の公園管理は一括で民間に委託しており、行政側は、民間からの事業計画書・事業報告書によって間接的に公園状況を把握している（図3）。

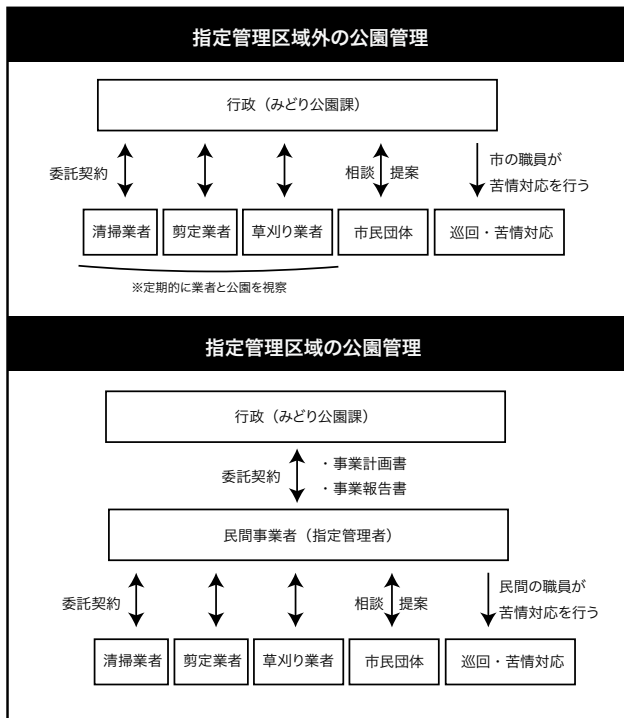


図3 指定管理区域内と区域外の委託体制

2) 委託体制からみた包括指定管理の利点と問題点

区域内の公園管理を包括的に委託することで、行政側は管理業務を直接行う必要がなくなり契約も一括になるため、各専門業者とのやり取りがなくなり、業務負担が減るといった利点が挙げられる。

しかし、公園管理状態、住民の声は間接的な把握となり、市と民間の考えに相違が生まれる可能性がある。西東京市全体で見ると、包括管理区域以外の公園は行政が管理しているため全体的な公園管理業務は減っていないといった意見が挙げられたが、西東京市では、残り5つの区域に対しても包括指定管理の導入を考えているため、将来的には、職員の業務量が減少していくと考えられる。

また、今後包括指定管理の範囲が拡大することで、行政側の公園管理に関するノウハウを得る機会が減少することも考えられるため、一部の公園は行政が直接管理するといった工夫が必要となる。

4. 民間事業者にとっての利点と問題点

(1) 小規模公園のイベントが拠点公園のイベントに与えるPR効果

包括指定管理により民間事業者は拠点公園である「いいの森公園」の他、小規模公園でもイベントを開催しており、民間とのインタビュー調査を通して、小規模公園のイベントに参加してもらうことで、民間の認知度向上させる狙いがあることがわかった。そこで、イベントが積極的に行われている、ひばりが丘西けやき公園（以下、けやき公園）の周辺市民に対し、民間の認知度アンケート調査を行った。

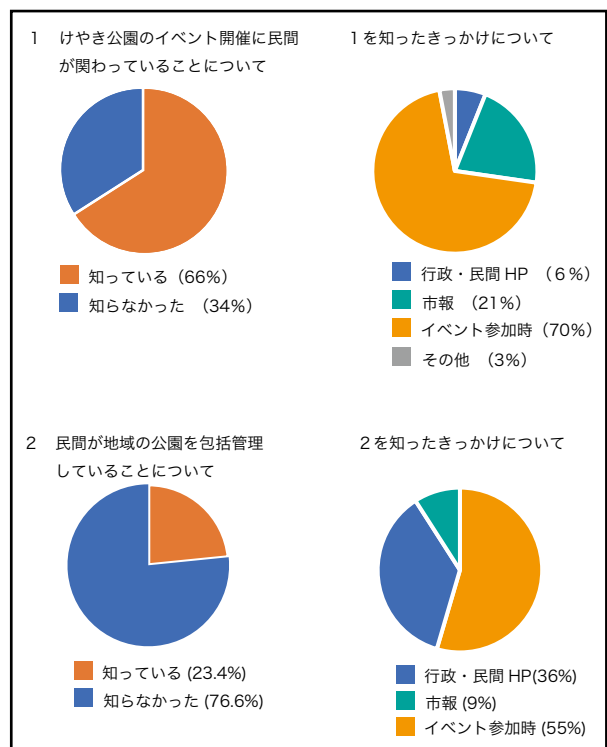


図4 住民アンケート調査結果

アンケート調査の結果、けやき公園のイベント開催に民間（Sグループ）が関わっていることを知っている人は全体の66%であり、6割以上の住民は民間を認知していた。知ったきっかけは「イベント参加時」が70%を占めていることから、小規模公園でのイベントは民間の認知度向上に大きく影響を与えていることがわかる（図4）。また、民間が公園を包括管理していることを知っている人は全体の23%であり、知ったきっかけは「イベント参加時」が54%で最も多い割合を占め、具体的には、イベント会場の看板や人との会話で知ったという意見が上がった。民間は、エリア内の様々な公園でイベントを行う際に包括指定管理について積極的に宣伝していくことで、住民の包括指定管理の認知促進につながると

考えられる。

(2) 公園管理業務の効率化について

あるエリア内の公園をまとめて管理する場合、離れた地域の公園を別々に管理する場合と比べ、どのような利点があるのかインタビュー調査を行った。

一つの区域で公園をまとめて管理することで、拠点公園の配置が1箇所済み、公園間は歩いて移動できるため、交通費用がかからず経費削減になる。一方で、別々の地域の公園を管理した場合はそれぞれの地域で拠点公園を配置し、それぞれ人員を配置する必要もあるため、コストがかかる。また、エリアでまとめた公園管理では、公園の清掃基準(頻度)ごとにグループ分けする等の工夫により、各公園の清掃状況を同じ基準で判断できるため、公園の管理がしやすくなるという良さがある。

一方で問題点として、エリアで管理すると、エリア内の公園数が増加した際、苦情が多い、施設数が多いといった管理が難しい公園が含まれる可能性があり、管理効率に影響が出ると考えたが、最も苦情が多い公園は「いこいの森公園」であり、エリアに追加された小規模公園から頻繁に苦情がくることはあまりなく、

また、追加された公園の中でも、比較的規模の大きな「泉小わくわく公園」は、芝生やトイレ設備がある公園だが、比較的規模の大きい公園が追加されたのは「泉小わくわく公園」のみであり、他にも同じ規模の公園管理を行っており、ある程度ノウハウがあるため、現状はそこまで全体の管理効率には影響を感じていないことがインタビュー調査から分かった。

5. 結論

包括指定管理による住民の利点として、公園管理の面では行政と比較して細かい指示・対応により管理の質が向上し、巡回頻度も高くなっているため、安全性も向上している。仮説では管理水準の質が向上していると予想していたが、実際は大きな変化は見られなかった。公園イベントの面では、イベントを行う住民組織に対する支援が行政より民間の方が充実しており、民間の管理公園であれば多様な支援を受けられる点で利点であることがわかった。住民にとっての問題点としては、住民が要望等をどこに送るのかわかりにくいことが挙げられる。民間に伝えるべき要望や苦情を行政に伝えてしまうと、臨時対応が必要な場合に対応までに多少時間がかかってしまうこともある。今後、各利点と問題点については、住民が実際どう感じているかを直接検証する必要がある。

包括指定管理による行政の利点としては、複数の公園をまとめて委託した場合において、公園管理費の削減効果があり、多少管理公園数に変化があっても単位面積あたりの指定管理料はほぼ一定に保たれていた。また、公園管理業務を一括して委託することで職員が行う実務が減り、負担が軽減される一方で、職員の公園管理に関する知識や経験を得る機会が少なくなってしまう危険があることがわかった。すべての公園を包括管理するのではなく一部は行政で管理するなどの解決策が考えられる。

包括指定管理による民間の利点としては、ある地域内の複数の公園を管理することで別々の地域の複数の公園を管理するよりも、作業効率が良くなり、経費も抑えることができる点が挙げられた。また、小規模公園でイベントを展開することで民間の知名度向上、拠点公園のイベント集客効果があり、予想より大きな影響が確認された。問題点としては、エリアの公園を管理する際に、施設の多い公園や苦情の多い公園が追加されることで管理が非効率的になると考えたが、追加された公園は小規模公園が多く、小規模公園からの苦情は少ないため、大きな影響は確認されなかった。

本研究では、小規模公園を含む包括管理の事例分析を行ったが、大規模公園を多く含む場合、公園管理数の違い等の様々な事例を分析し、今後も多角的な視点から包括管理による利点、問題点を整理する必要があると考える。

【謝辞】

本研究のインタビュー調査・資料提供では、西東京市みどり環境部 みどり公園課 みどり公園係 安達さん、Sパートナーズ山野邊所長にご協力頂いた。ここに記し感謝申し上げます。

【脚注】

- 1) 複数の公園管理をまとめて民間に委託する制度。この研究では特に、エリア内の複数公園を委託した包括管理制度を指す。
- 2) 研究方法のインタビュー調査について、行政へのインタビュー調査(①対象、②日時)は、①西東京市みどり公園課 みどり公園係1名、②2020年11月20日、12月22日、2021年1月12日である。民間へのインタビュー調査は、①Sパートナーズ所長②2020年9月18日、10月16日、12月11日である。
- 3) 民間の活動拠点となる管理棟を置き、地域における公園イベント等の活動の中心となる公園を指す。

【引用・参考文献】

- (1) 指定管理者制度の導入とその後(特集テーマ指定管理者制度15年(1)) 掲載誌 公園緑地=Parks and open space 79(4):2019.2 p. 図鑑頭 1p. 13-15
- (2) 国土交通省 官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン 平成24年4月
- (3) 前田博: 指定管理者制度導入前後の公園利用者満足度調査比較にみる制度導入の影響に関する考察; ランドスケープ研究 2009年 72巻 5号 p. 591-594
- (4) 田中孝登, 菅原遼, 畔柳昭雄: 東京海上公園の指定管理者による水辺空間の利用・管理の実態に関する調査研究; ランドスケープ研究 2020年 83巻 5号 p. 527-532